

後期高齢者医療の被保険者の皆様へ 令和2年8月1日から 保険証が変わります！

新しい保険証は緑色です。

新しい保険証は7月末までにお住まいの市町村から交付されます。

保険証の有効期限は1年間です。

有効期限切れの保険証は、お住まいの市町村へお返しください。



「限度額適用・標準負担額減額認定証」 及び「限度額適用認定証」も変わります。

※現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」をお持ちで、令和2年8月1日以降も引き続き交付の対象となる方へは、保険証と一緒に新たな証をお届けします。

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」について、新規で交付を希望される方は、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当課へお問い合わせください。

お問い合わせ

お住いの市町村の後期高齢者医療担当課

または、鹿児島県後期高齢者医療広域連合
TEL 099-206-1329